

市民の皆様へ

社会福祉法人日向市社会福祉協議会  
会 長 黒 木 正 一  
( 公印省略 )

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する日向市社会福祉協議会  
の方針等について (改定のお知らせ)

本会においては、対処方針を令和 2 年 4 月 27 日に策定し、感染症拡大防止に努めてまいりました。国、宮崎県、日向市の方針等を踏まえ、本会の方針を下記のとおり一部変更 (下線部分) しますのでお知らせします。

引続きご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。制限期間は感染状況により延長になる場合もありますので予めご了承ください。

記

1. イベント等について

令和 3 年 2 月 8 日から再開します。

2. マイクロバスの運行について

令和 3 年 2 月 8 日から再開します。当面の間、乗員上限 20 名で運行します。

3. レクリエーション機材及びチャイルドシート貸出について

令和 3 年 2 月 8 日から再開します。

4. 総合福祉センターの貸館について (東郷支所は本所に準じる)

- 令和 3 年 2 月 8 日から再開します。
- 消毒エリアを限定するため、使用を許可する部屋を研修室と集会室のみとします。
- 集会室の使用は令和 3 年 3 月末まで次のとおりです。
  - 8 時 30 分～18 時 00 分は、基本的に本会の相談面接業務に使用し、貸館を行いません (既予約分の取扱い変更はありません)。
  - 平日の 18 時 00 分以降は、福祉団体等への貸館を行います。
- 利用者数の上限は、使用者が「新しい生活様式」並びに「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策を行うことを前提として、収容率 100%以内とし、研修室 35 名、集会室 130 名とします(※1)。

5. 来館者の検温等について

来館者の体温測定を行います。体温が 37.5℃を超える方には入館をご遠慮いただく場合があります。また、咳、のどの痛みなど体調不良の方は入館をご遠慮ください。来館された際には、入口に設置してあります手指用アルコール消毒と、マスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力ください。

※1 大きな声を出す（飛沫が飛ぶ）ことが想定される内容の場合は、利用者数の上限を収容率50%以内とし、研修室14名、集会室60名とします。

以下は本会の内部対応です。

・ **職員の検温と熱発時の対応について**

出勤前に体温を計測し、記録をします。体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認し、体調の思わしくない場合は、出勤を停止します。

・ **県外出張等の自粛**

県境を越えた研修等の受入れ、県外出張については、その必要性や重要性について十分に検討し、不急のものは当面の間自粛します。

・ **やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した職員の服務（本会内部対応）**

やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した職員は、帰宅後は、2週間の「在宅勤務」の取り扱いとします。

・ **特定警戒都道府県からの帰省者等との接触が想定される職員の服務**

可能な限り、帰省(来市)を控えていただくよう要請します。やむを得ず帰省しなければならない場合は、帰省者等に対して2週間の外出等の自粛と、職員とその家族についてもマスクの着用や三密を避けるなどの感染拡大防止策の徹底を要請します。

施行日 令和2年4月27日

改定日 令和2年6月1日、令和2年7月30日、令和2年8月11日  
令和2年9月17日、令和2年11月24日、令和2年12月10日  
令和3年1月8日、令和3年1月19日、令和3年1月21日  
令和3年2月8日

（文書取扱 総務課）

問合せ先

（福）日向市社会福祉協議会

事務局次長 黒木 悟

TEL：52-2572

FAX：52-9562